

被保護者の休日、夜間等における受診確保対策要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生活保護法による保護を受けている者（以下「被保護者」という。）が、休日、夜間その他の急迫した状況にあるため医療券又は連絡書の交付を受けられない場合において、被保護者であることの証明書により円滑に医療を受けられるようにすることを目的とする。

（受給証の交付）

第2条 福祉事務所は、原則としてすべての在宅の被保護世帯に、被保護者であることの証明書として様式第1号の受給証を交付するものとする。

2 前項の受給証の有効期間は、交付の日から当該年度内の福祉事務所長が定める日までとする。

（受給証による受診）

第3条 被保護者は、急迫した状況にあるため医療券又は連絡書の交付を受けられないときは、前条の受給証により被保護者であることを証明し、医療を受けるものとする。

2 被保護者は、前項の規定により受診したときは、速やかに保護変更申請書（傷病届）を福祉事務所長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により速やかに提出することが困難な場合は、その旨を電話等により連絡し、後日提出することができる。

3 福祉事務所長は、前項の規定による保護変更申請書（傷病届）の提出等があったときは、速やかに所要の手続を行うものとする。

（修学旅行等に係る受給証）

第4条 福祉事務所長は、被保護者である児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）が修学旅行等の県外の学校行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する場合は、第2条の受給証のほか、様式第2号の受給証を被保護世帯に交付するものとする。

2 児童・生徒は、修学旅行等の期間中に急病等になったときは、前項の受給証により被保護者であることを証明し、医療を受けるものとする。

3 被保護者は、児童・生徒が前項の規定により受診したときは、修学旅行等の終了後速やかに、保護変更申請書（傷病届）に医療機関から必要な事項の記入を受けた受給証を添えて、福祉事務所長に提出するものとする。この場合においては、第3条第2項ただし書及び第3項を準用する。

4 第1項の受給証の有効期間は、修学旅行等の期間とする。

（届出及び返還）

第5条 第2条又は第4条の受給証（以下「受給証」という。）の交付を受けた者は、受給証を紛失したときは、速やかに福祉事務所長に様式第3号の届出書により届け出

るものとする。受給証を損傷したときも、同様とする。この場合においては、当該受給証を添付するものとする。

- 2 受給証の交付を受けた者は、保護の廃止又は停止があったときは、直ちに受給証を福祉事務所に返還するものとする。
- 3 受給証の交付を受けた者は、有効期間が経過した受給証については、速やかに福祉事務所に返還するものとする。

(受給証の管理)

第6条 福祉事務所長は、受給証の交付管理台帳を整備し、常に交付状況を把握しておくものとする。

- 2 福祉事務所長は、前条第1項の規定による受給証の紛失又は損傷の届出があったときは、必要に応じ受給証の再交付を行うものとする。
- 3 福祉事務所長は、既に交付した受給証の記載事項に変更が生じたときは、受給証の提出を求め、訂正又は再交付を行うものとする。
- 4 福祉事務所長は、被保護者が第3条第2項若しくは第5条に規定する手続又は第7条の規定により福祉事務所長が定める手続を行わないときは、受給証の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 福祉事務所長は、この要綱を円滑に実施するための手続その他必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

様式第3号

受 給 証 紛 失 (損 傷) 届

年 月 日

福祉事務所長 様

住 所

氏 名

先に交付を受けた受給証を紛失または損傷したので、届け出ます。
なお、紛失した受給証を発見したときは、速やかに返還します。

記

紛失した状況（日時、場所など）

（注）損傷（著しい汚れや破損）の場合は、その受給証を添付してください。

